

バリアフリー整備相談支援事業 第1回 当事者参画の場

日時：令和7年9月11日（木）午前10時～12時

場所：名古屋市公館 3階 特別会議室（オンライン併用）

次第

議題	施設等所管課	資料	予定時間
①バリアフリー整備相談支援事業の概要説明	（事務局） 地域共生推進課	資料1 （p.1）	10：00～ 10：10
②駅のバリアフリー設備の充実 （点字ブロック、音響案内）	交通局駅務課	資料2 （p.9）	10：10～ 10：30
③駅構内トイレのリニューアル	交通局駅務課	資料3 （p.11）	10：30～ 10：50
（対応方針説明）	スポーツ市民局	資料4	10：50～
④瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業	スポーツ施設課	（p.20）	11：10
（対応方針説明）	観光文化交流局	資料5	11：10～
⑤名古屋国際会議場大規模改修事業	MICE推進課	（p.23）	11：30

その他	施設等所管課	資料	予定時間
⑥名古屋城天守閣整備事業における当事者参画によるバリアフリー検討の進め方	観光文化交流局 名古屋城総合事務所	資料6 （p.36）	11：30～ 12：00

《連絡事項》

○団体内での意見集約

議題②③について、当事者参画の場終了後、メールにて団体内での意見集約を依頼いたします。意見を集約いただき、10月14日（火曜日）までに事務局へ提出ください。

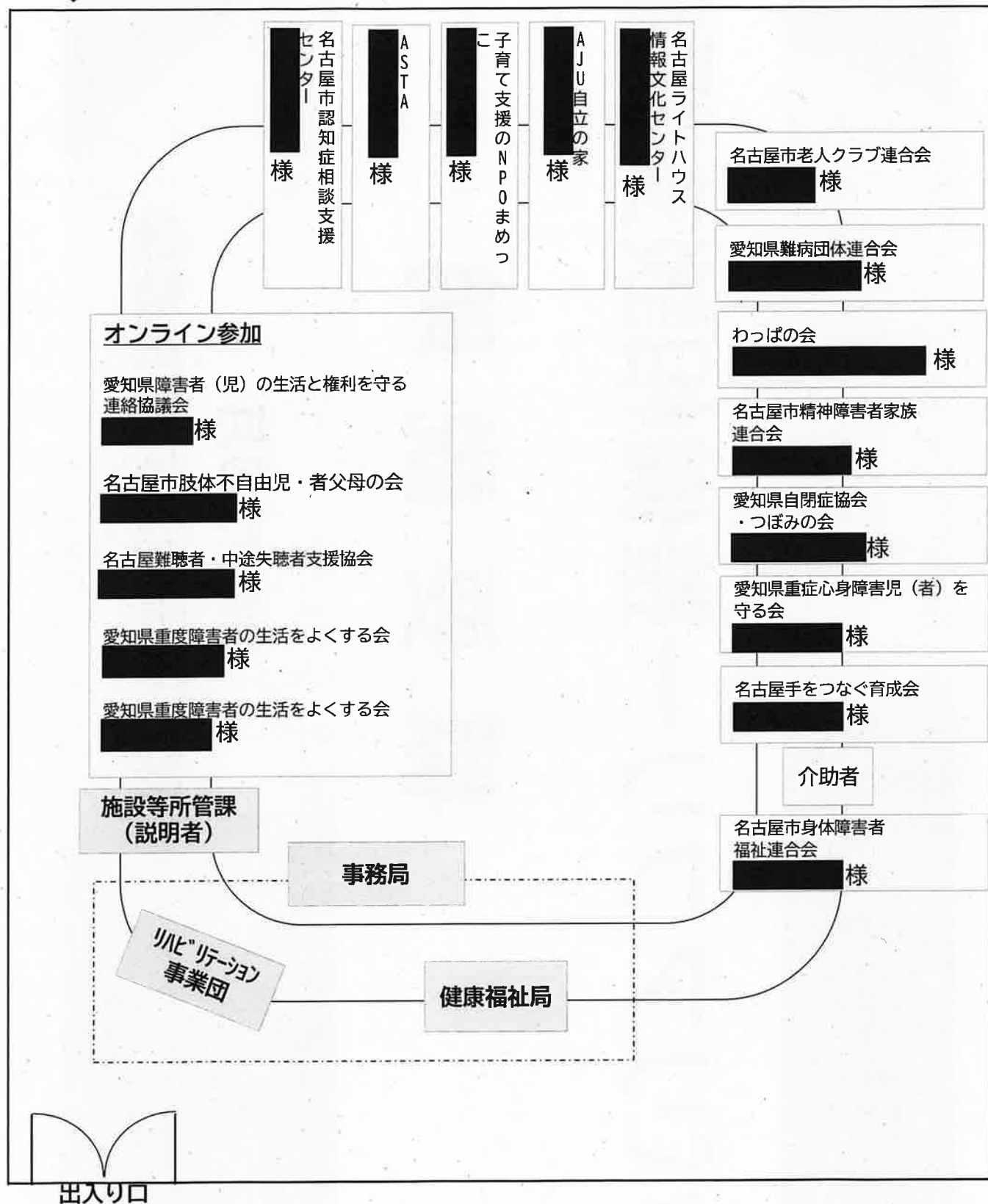
《会議に際してのお願い》

- 当事者参画の場には、様々な特性のある方が参加されています。発言の際には、最初にご名前を伝えていただくとともに、ゆっくり、かつ、分かりやすい言葉で話していただく等の配慮をお願いします。
- 施設等所管課に理解しやすく対応の幅が広がる可能性があるため、当事者におかれましては、意見の際には、意見の背景・理由を伝えていただくようお願いします。
- また、使いづらいところを指摘するだけでなく、良いところも伝えていただくと、より良い配慮につながります。
- 立場は異なっても当事者参画を行う目的は同じです。参加者の相互理解を醸成し、建設的対話を促進するため、お互いの意見を尊重していただくようお願いします。

バリアフリー整備相談支援事業 第1回当事者参画の場 配席表



日時：令和7年9月11日（木）午前10時～
場所：名古屋市公館 3階 特別会議室（オンライン併用）



バリアフリー整備相談支援事業

概要説明

令和7年9月

健康福祉局地域共生推進課

1 趣旨

(趣旨)

第1条 この要綱は、バリアフリーのまちづくりを進めるため、障害者や高齢者をはじめ配慮を必要とする当事者（以下「当事者」という。）が、名古屋市（以下「市」という。）が行う施設整備に参画する場（以下「当事者参画の場」という。）を設けることで、市や事業者では気づくことのできない施設の使いやすさ等のニーズを施設整備に反映させ、誰もが使いやすい施設の整備を進める名古屋市バリアフリー整備相談支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

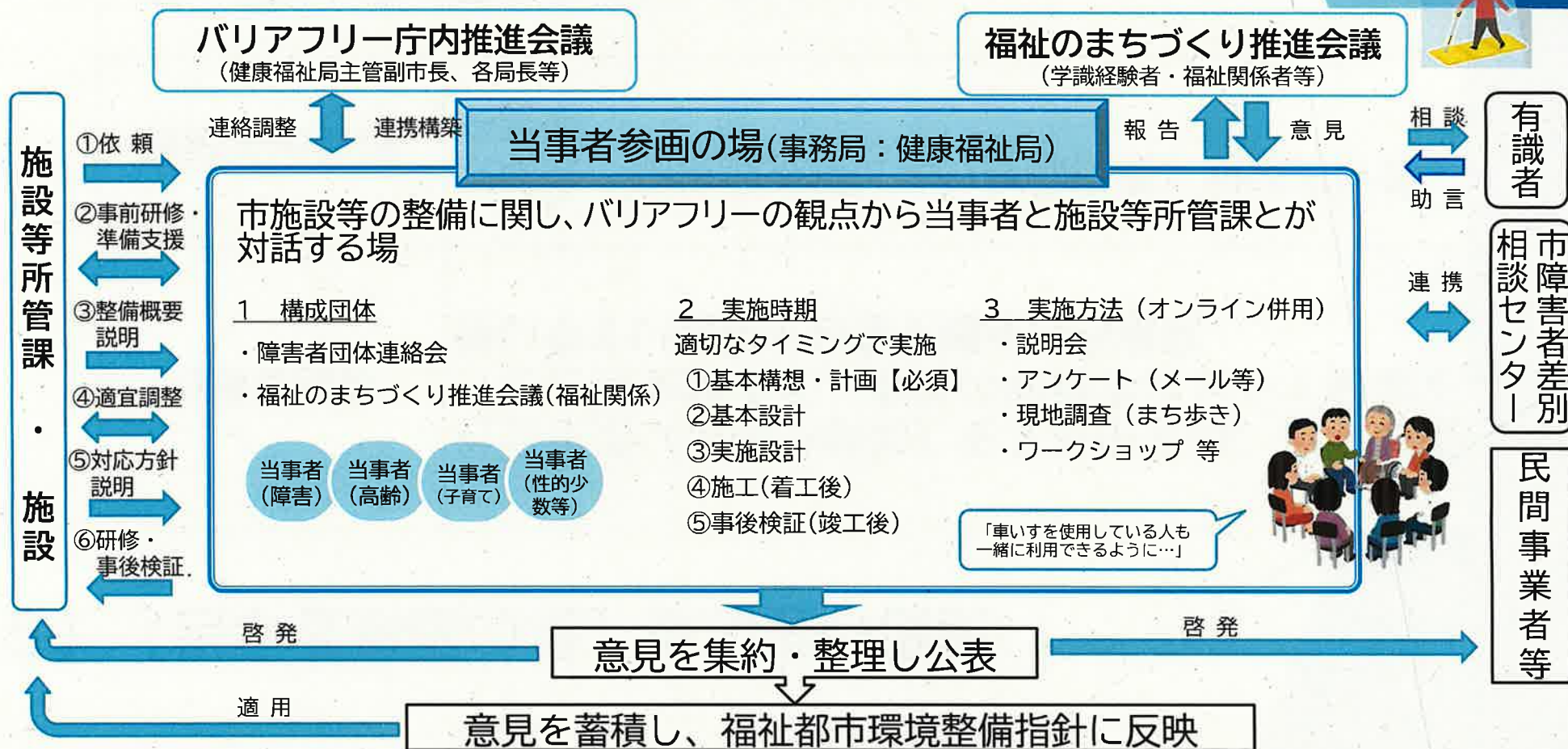
(名古屋市バリアフリー整備相談支援事業実施要綱より)

2 事業実施の背景

- ▶ 名古屋市ではこれまで、バリアフリー法や福祉都市環境整備指針等に基づき、公共建築物・道路・公園・公共交通機関といった各種都市施設の整備に努めてきましたが、**当事者意見を聴取せずに計画・設計を行うことで、ニーズとズレが生じてしまうことがありえる状況でした。**
- ▶ 意見聴取に関しては、アジア・アジアパラ競技大会会場へのアクセスルートを始め意見聴取を行う整備が増加しましたが、**意見聴取を行うための全庁的な仕組みができていませんでした。**
- ▶ そのような中、「「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会」において、「**当事者からの意見聴取や対話の仕組みを整備することを検討すべき**」とされました。
- ▶ これらのことを背景に、令和6年度に当事者参画の仕組みを検討、令和7年度よりバリアフリー整備相談支援事業を開始することとなりました。

3 バリアフリー整備相談支援事業の概要

(1) 「当事者参画の場」のイメージ



(2) 「当事者参画の場」参加者の役割

当事者団体	社会生活（活動や参加）をする中での、自らの困りごと等を踏まえ、全ての利用者にとって安全で使いやすい施設を目指す観点から意見
施設等所管課	説明会、現地調査等により整備概要、対応方針等を説明
事務局	ファシリテート

(3) 当事者参画の対象施設等



ア 市施設等の整備のうち、以下のいずれかに該当するもの

(ア)市が実施する施設等の整備のうち以下のいずれかに 該当するもの

- a 公共建築物：特別特定建築物で床面積の合計が2,000㎡以上のものの新築、増築、改築、リニューアル改修等

約600施設 ・会館ホール（公会堂、市民会館 等） ・文化教養施設（国際センター、市民ギャラリー等）
・スポーツ施設（瑞穂運動場、総合体育館 等） ・障害者福祉施設（障害者スポーツセンター等）
・博物館、美術館 ・庁舎（市役所、区役所 等） ・文化小劇場 ・生涯学習センター
・スポーツセンター ・小学校、中学校

- b 道路：特定道路の新設又は改築

- c 公園：都市公園のうち、面積4ha以上の公園の新設又は移動等円滑化園路を含む大規模な再整備

- d 公共交通機関：特定旅客施設の新設又は大規模な改良

(イ)施設等所管課が希望するもの

(ウ)事務局が特に必要と認めるもの(当事者の要望を踏まえて検討)

イ その他情報提供

小規模な公共建築物の整備等は一覧にして情報提供

約200施設 ・地域センター ・地区会館 ・図書館 ・プール ・児童館 ・福祉会館

4 当事者参画の場に関する情報公開

○当事者参画の場の資料、議事録は、情報公開請求があった際には原則公開します。

ただし、

- ・出席者名簿について、当事者団体名は公開、氏名は非公開とします。
- ・議事録について、

発言者（団体名、氏名）は非公開とします。

発言内容について、案件によって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある場合等には非公開とします。

○団体内での意見集約結果についても、意見団体が特定されないよう配慮した上で、原則公開します。

○取材依頼があった場合には、資料の内容や率直な意見交換への影響等を検討した上で、案件ごとに受け入れを決定します。（受け入れる場合でも、当事者側の発言は団体名及び氏名が特定されないよう配慮を申し入れます。）

5 当事者参画の場の参加者（当事者・施設等所管課）の皆様へのお願い

- 当事者参画の場には、様々な特性のある方が参加されています。発言の際には、最初に名前を伝えていただくとともに、ゆっくり、かつ、分かりやすい言葉で話していただく等の配慮をお願いします。
- 施設等所管課に理解しやすく対応の幅が広がる可能性があるため、当事者におかれては、意見の際には、意見の背景・理由を伝えていただくようお願いします。
- また、使いづらいところを指摘するだけでなく、良いところも伝えていただくと、より良い配慮につながります。
- 立場は異なっても当事者参画を行う目的は同じです。参加者の相互理解を醸成し、建設的対話を促進するため、お互いの意見を尊重していただくようお願いします。

駅のバリアフリー設備の充実 (視覚障害者誘導用ブロック)

- ・ バリアフリー整備ガイドラインを踏まえ、視覚障害者誘導用ブロックの規格の統一化（JIS T 9251仕様に統一）を実施
- ・ ホーム上の乗降口の位置を示す警告ブロックの整備を実施

規格の統一化



【改修前】



【改修後】

乗降口ブロックの整備



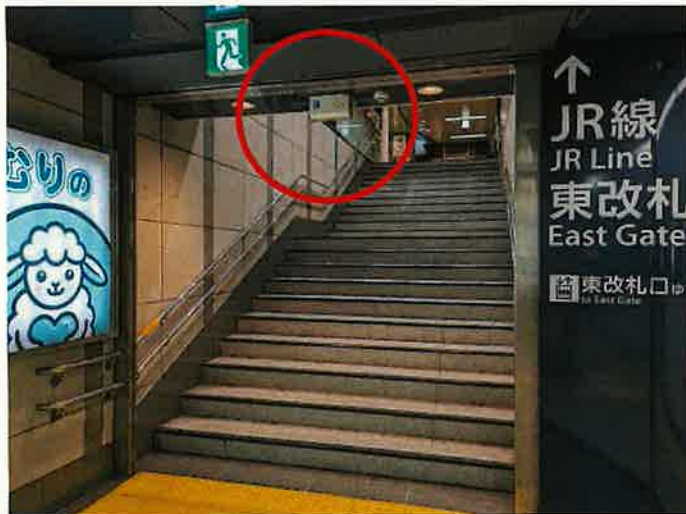
【改修前】



【改修後】

駅のバリアフリー設備の充実 (音響案内)

- ・音響案内設備については、改札口、島式ホームの階段、一部の地上出入口（近隣に障害者施設等がある出入口）へ設置済
- ・今後は、可動式ホーム柵を設置済みの相対式ホームの階段に整備を行う
- ・音響は、バリアフリー整備ガイドラインを踏まえて、プラットホーム上の階段は「鳥の鳴き声」、改札口及び地上出入口は、「ピン・ポーン」を採用



【ホーム階段】



【改札口】



【地上出入口】



駅構内トイレのリニューアル

整備の基本方針

- ・ご利用の多い駅等のトイレ（37駅）について、レイアウト変更を伴うトイレ内部の全体改修及び全ての便器の洋式化などを行う
- ・ご利用の多い駅等以外の駅（50駅）について、全ての便器の洋式化などを行う

区 分	整備内容
ご利用の多い駅等 （37駅）	・トイレ内部のレイアウトを変更し、トイレの壁、床、天井、照明などの仕上げを改修 ・トイレへ入る入口の段差を解消 ・全ての便器を洋式化し、温水洗浄便座を設置 ・全てのブースに便座用の除菌クリーナーを設置
上記以外の駅 （50駅）	・全ての便器を洋式化し、温水洗浄便座を設置 ・全てのブースに便座用の除菌クリーナーを設置

※ご利用の多い駅等とは、乗車人員が1万人以上の駅や観光施設の最寄り駅等

一般トイレブース、広めの個室ブース (ご利用の多い駅等)

【一般トイレブース】



- ・便器の洋式化
- ・温水洗浄便座、便座クリーナー等を設置

【一般トイレ 広めの個室ブース】



- ・広めの個室ブースを新設し、ベビーチェア、
幼児用便座、幼児用おむつ交換台等を設置
- ・ベビーカー等を持ち込める広さを確保

一般トイレ内観 (ご利用の多い駅等)



- ・自動水栓手洗い、小児用手洗い
- ・ベビーチェア



- ・自動水栓小便器



- ・小児用小便器（女子トイレ）



- ・パウダーコーナー



- ・ブースの段差解消



- ・ブース内の設備がわかるように案内サイン表示

バリアフリースイレ、トイレ入口 (ご利用の多い駅等)

【バリアフリースイレ】



- ・温水洗浄便座、便座クリーナー、幼児用おむつ交換台等
- ・オストメイト用設備（温水機能付き）
- ・電動車椅子が回転できる寸法180cmの広さを確保

【トイレ入口】



- ・一般トイレ入口の段差を解消、案内サイン表示
- ・通路から入れるようにバリアフリースイレを整備

ご利用の多い駅等の改修内容

主な内容	一般トイレ			バリアフリースペース
	トイレ内	一般ブース	広めの個室ブース	
レイアウト変更	○	○	○	○
壁・床・天井改修	○	○	○	○
ブース取替え	－	○	○	－
段差解消（入口・ブース）	○	○	○	○
洋式便器	－	○	○	○
温水洗浄便座	－	○	○	○
手摺（L型・跳ね上げ式）	－	○ L型のみ	○	○
自動水栓小便器 （女子トイレ内は小児用）	○	－	－	－
自動水栓洗面器	○ 1 か所は小児用	－	－	○
幼児用便座	－	○ 1 ブースのみ	○	○
ベビーチェア	○	○ 1 ブースのみ	○	－
幼児用おむつ交換台	－	－	○	○
チャームボックス	－	○ 女子トイレのみ	○	－
汚物入れ	－	－	－	○
便座クリーナー	－	○	○	○
オストメイト用設備 （温水機能付き）	－	－	－	○
パウダーコーナー	○	－	－	－
案内標識	○	○	○	○

ご利用の多い駅等以外の駅

【一般トイレ内観】



- ・ブース取替え、段差解消



- ・便器の洋式化、温水洗浄便座、便座クリーナー 等
- ・案内サイン表示

【バリアフリースペース内観】



- ・温水洗浄便座、便座クリーナー、
幼児用便座 等



- ・幼児用おむつ交換台、オストメイト用設備

ご利用の多い駅等以外の駅の改修内容

主な内容	一般トイレ	バリアフリースイートイレ
壁・床クリーニング	○	○
天井塗装替え	○	○
ブース取替え	○	—
段差解消（ブース）	○	—
洋式便器	○	○
温水洗浄便座	○	○
手摺（L型・跳ね上げ式）	○ L型のみ	○
幼児用便座	○ 1ブースのみ	○
幼児用おむつ交換台	—	○
ベビーチェア	○ 1ブースのみ	—
チャームボックス	○ 女子トイレのみ	—
汚物入れ	—	○
便座クリーナー	○	○
オストメイト用設備	—	○
案内標識	○	○

大型ベッド、音声案内装置の整備

- ・アジア、アジアパラ競技大会の会場等、最寄り駅10駅のアクセスルート上にあるバリアフリートイレ1か所ずつに大型ベッド、音声案内装置を整備

【該当駅】

中村公園駅、名古屋城駅、名城公園駅、名古屋大学駅、瑞穂運動場東駅、名古屋港駅、新瑞橋駅、鶴舞駅、吹上駅、瑞穂運動場西駅

【大型ベッド】



・ユニットA
出入口天井部に設置

【音声案内装置】



・ユニットB 便座周りに設置

瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業

2025. 09. 11

1. 整備背景

- 瑞穂公園の抱える課題：
- ・雨天時や猛暑時に使用できる場所の不足、
 - ・大規模大会時等に柔軟に利用できる場所の不足
 - ・公園全体で広場機能の不足
 - ・イベント時等に公園周辺で渋滞が発生



上記の課題を解消するため、

事業予定地に地上部に屋根付き広場及び地下駐車場の整備を計画。

2. 整備スケジュール

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 ～12年度
基本計画策定 民間活力導入 可能性調査	公募資料作成	事業者選定 ・契約	設計・工事



事業予定地イメージ図（令和 6 年度時点）

3. バリアフリー整備内容

福祉都市環境整備指針及び「Aichi-Nagoya 2026 アクセシビリティガイドライン」を参照し、以下の整備内容を本整備事業に係る要求水準とする。

「要求水準項目」

(駐車場)

1. 駐車場に設ける安全通路は、(車いす使用者用駐車スペースから) 地下1階エレベーター又はトイレまでの経路に設ける。

(一時停車スペース)

2. 地上部広場出入口に近接した位置に一時停車スペースを設けること。
 3. 雨にぬれずに乗降を行う為に、一時停車スペースの乗降用スペースに庇を設けること
- ##### (スロープ)
4. 階段併設の場合のスロープ上り口は、階段上り口と近接した位置に計画すること。

(エレベーター)

5. エレベーターは、車いす使用者が2人以上同時に利用することに支障がない 出入口有効幅員及びかごの大きさとする。

(バリアフリースイレ・一般用トイレ共通)

6. トイレの洗浄ボタンは、認識しやすさに配慮してその他のボタンより 大きいものを採用すること。
7. トイレ内の壁、床、衛生陶器の色は、視認性確保のために色分けを行うこと。

(一般用トイレ)

8. 一般用トイレの出入口は、有効幅員 95 cm以上とする。
9. 一般用トイレ内の通路は車いすの通行可能な有効幅員を確保すること。
10. 各一般用トイレ(男女別)には、1 か所以上の車いす使用者が利用可能な便房 (以下車いす利用可能便房という。)を設けること
11. 車いす利用可能便房の出入口前及び手洗器前には、車いす使用者の 転回スペースを確保すること。
12. 車いす利用可能便房の出入口は、95 cm以上とし、 直径 180 cm以上の転回スペースを確保すること。
13. 車いす利用可能便房には、両側手すり (L 字型と可動式手すり) を設けること。

(幼児用トイレ)

14. 大便器、小便器、手洗器をそれぞれ1 か所以上設けること。

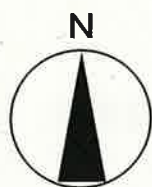
(屋根付き広場)

15. 舗装面は、人工芝とし車いす使用者の通行に配慮して芝の長さを選定すること。

(公園出入口)

16. 公園出入口の車止めは、車いす使用者の通行に配慮して 120 cm以上とする。

事業予定地



「名古屋国際会議場大規模改修事業」に対するご意見に対する対応

1 現地見学会の実施状況

令和6年 9月24日（火） 6団体10名

令和6年10月21日（月） 8団体13名

2 主な対応状況

・センチュリーホールの座席について

車いす席 改修前 後列8席 改修後 前列、後列にて15席
充電用コンセントを設置

親子席 改修前 2か所 改修後 4か所

センサリールームを1か所新たに設置

・バリアフリースイレ（17か所）について

大型ベットの8か所設置

バリアフリースイレ内の音声案内、カーテン、便座背もたれ等の
設置（17か所）

・カームダウンルームを3か所設置

・授乳室を3か所設置

・総合案内・サイン

デジタルサイネージの更新

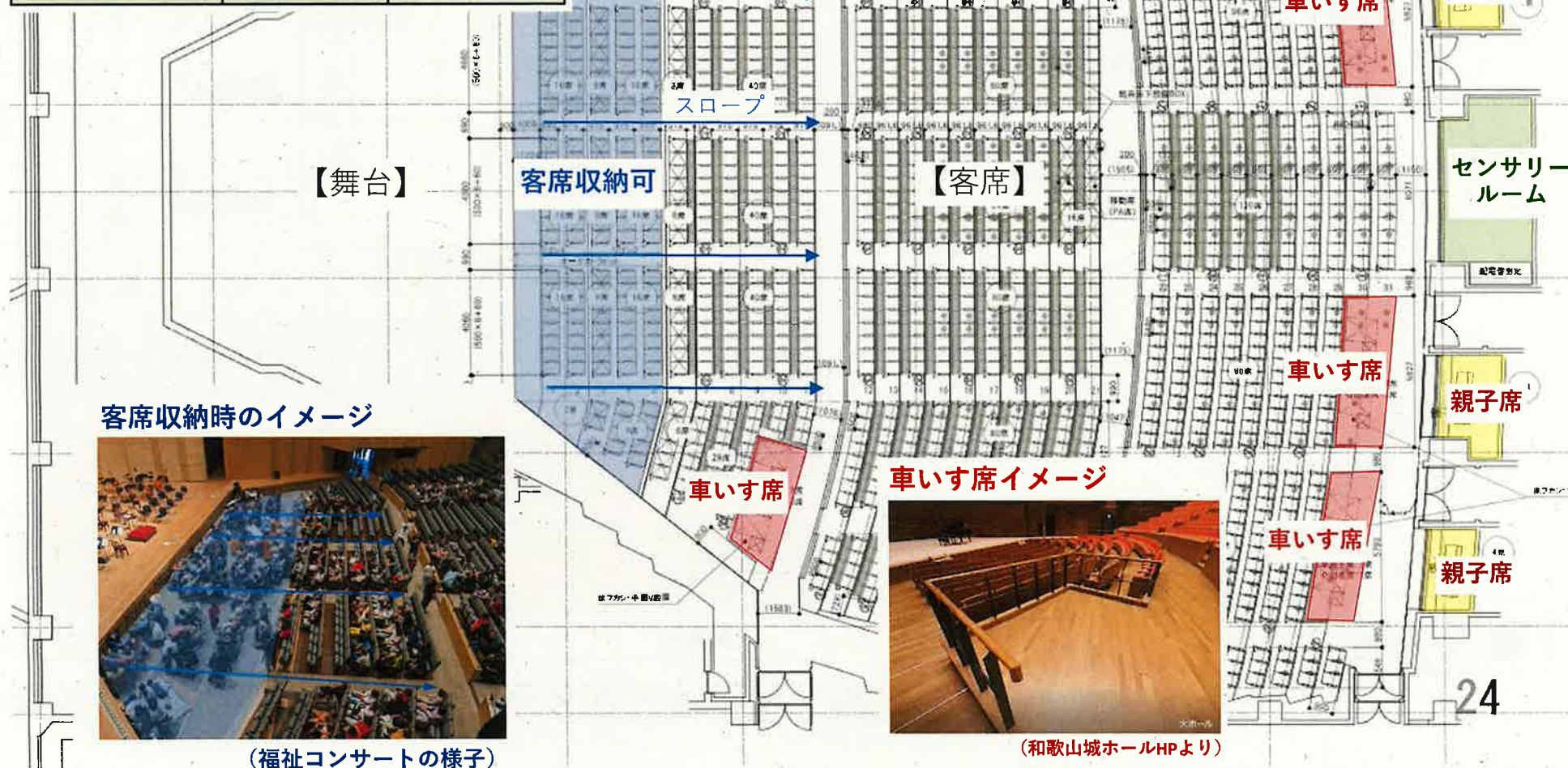
大型案内板の設定（インターホン、点字案内）

見やすいピクトグラム（案）の作成

※引続きいただいたご意見について検討をすすめ、設計、工事及び運営
に反映してまいります。

センチュリーホール座席改修計画

	改修前	改修後
車いす席 (介助者席)	2か所8席 (8席)	5か所15席 (15席)
親子席	2か所	4か所
センサリールーム	なし	1か所



バリアフリースイレ、カームダウンルーム、授乳室改修計画

地下1階

	改修前	改修後
バリアフリースイレ	17か所	17か所
大型ベット	1か所	8か所
音声案内	0か所	17か所
カーテン	0か所	17か所
カームダウンルーム	なし	3か所
授乳室	1か所	3か所



1階

4号館

バリアフリースイ
・音声案内
・大型ベット
・カーテン

白鳥ホール

バリアフリースイ
・音声案内
・カーテン

イベントホール

1号館

3号館

バリアフリースイ
・音声案内
・カーテン

バリアフリースイ
・音声案内
・カーテン

授乳室

管理
事務室

カームダウン
ルーム

センチュリーホール

2号館

バリアフリースイ
・音声案内
・カーテン

2階

4号館

3号館

1号館

2号館

バリアフリースイ
・音声案内
・カーテン

授乳室

バリアフリースイ
・音声案内
・大型ベット
・カーテン

センサリ
ールーム

センチュリーホール

カムダウン
ルーム

バリアフリースイ
・音声案内
・大型ベット
・カーテン

バリアフリースイ
・音声案内
・カーテン

3階

4号館

バリアフリースイレ

- ・音声案内
- ・大型ベット
- ・カーテン

カームダウン
ルーム

バリアフリースイレ

- ・音声案内
- ・カーテン

3号館

国際会議室

バリアフリースイレ

- ・音声案内
- ・大型ベット
- ・カーテン

アトリウム上部

1号館

バリアフリースイレ

- ・音声案内
- ・大型ベット
- ・カーテン

授乳室

センチュリーホール
1001.1002.1003

2号館

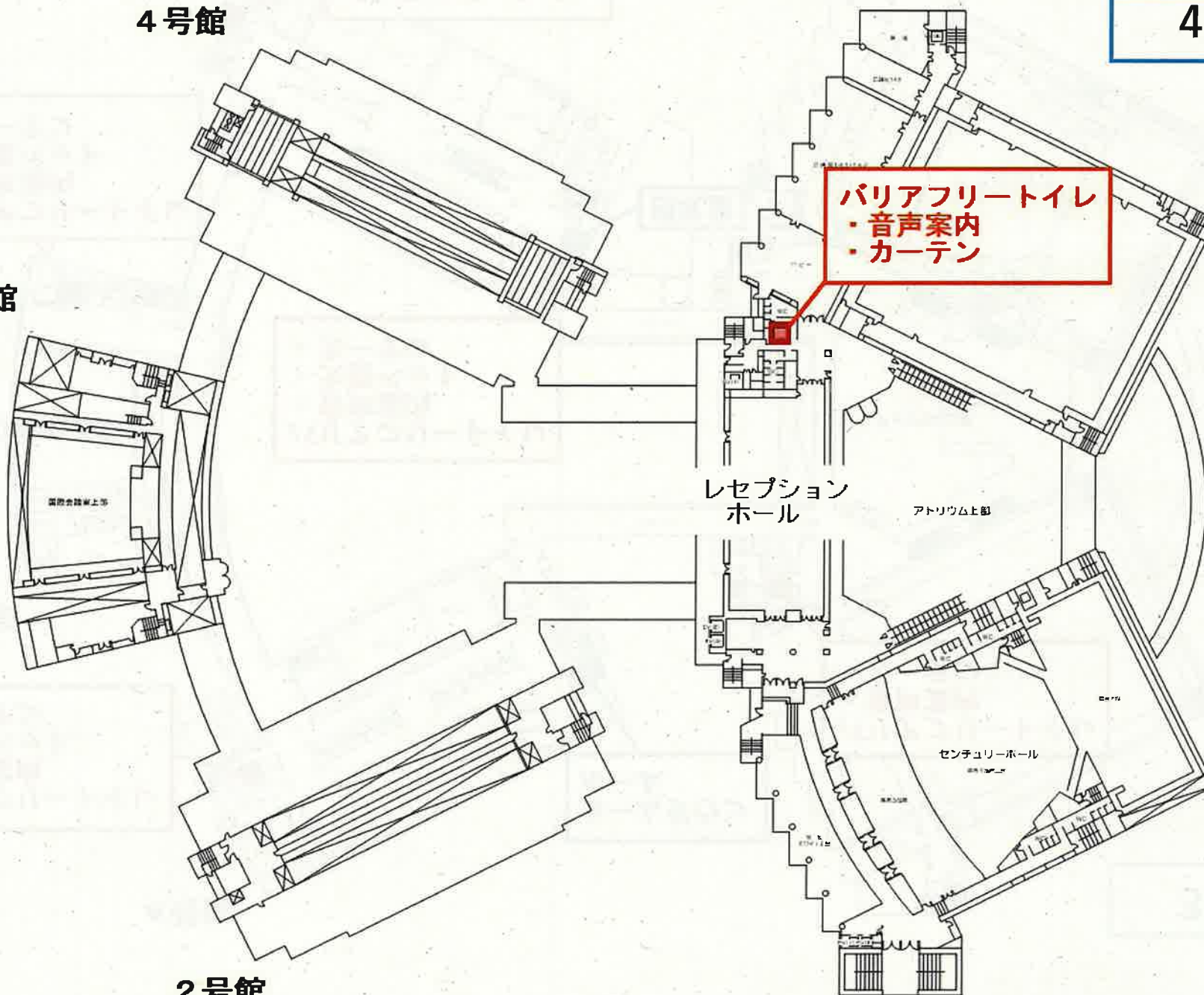
バリアフリースイレ

- ・音声案内
- ・カーテン

4 階

4 号館

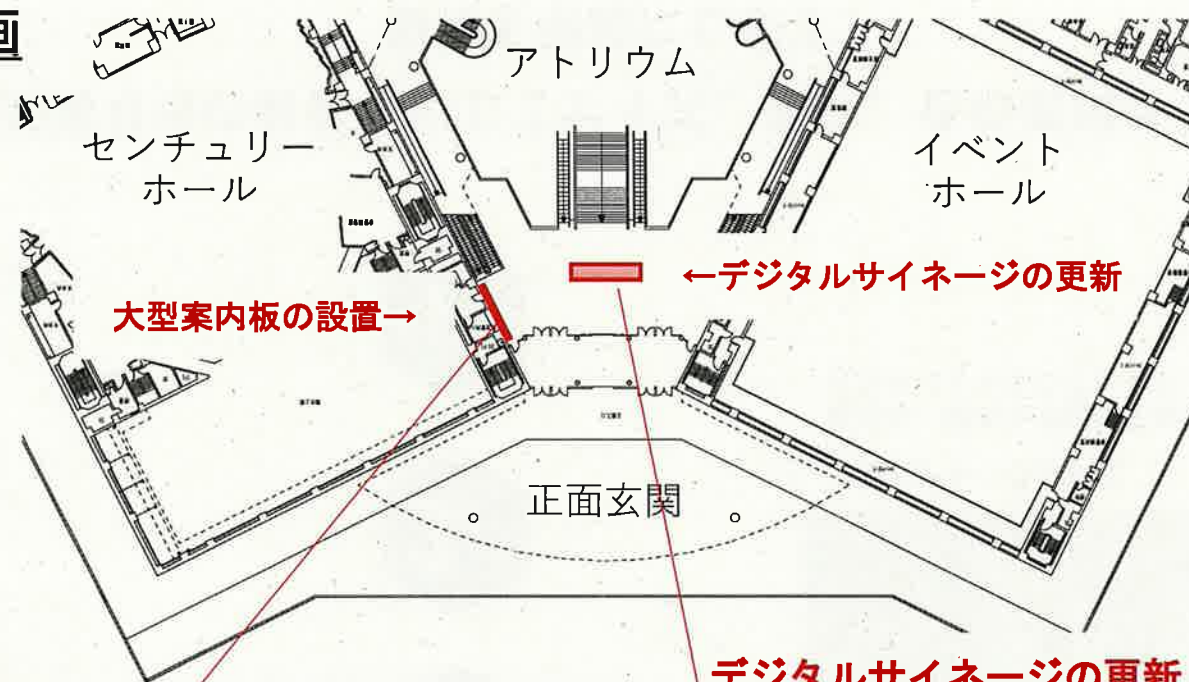
3 号館



1号館

2号館

サイン改修計画



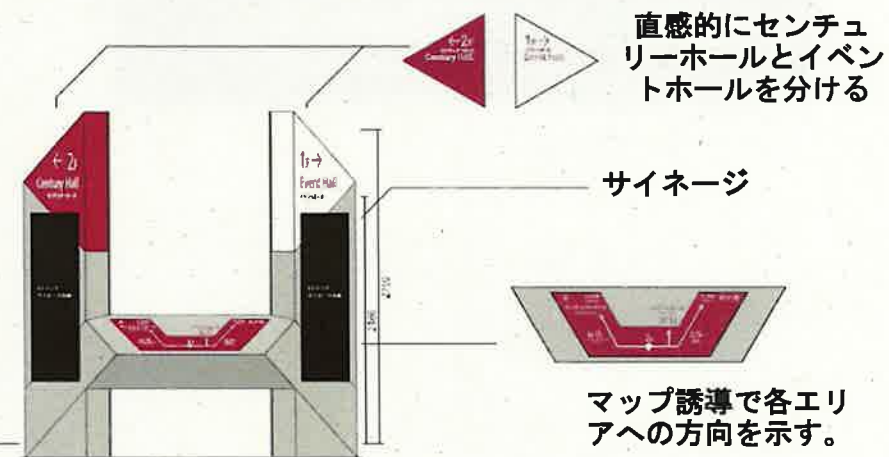
大型案内板の設置



※インターホンや点字案内も組みこむ



デジタルサイネージの更新



エントランス案内サインを更新を行います。

サインの情報整理

階数表示

1_F

2_F

3_F

4_F

B₁

号館表示

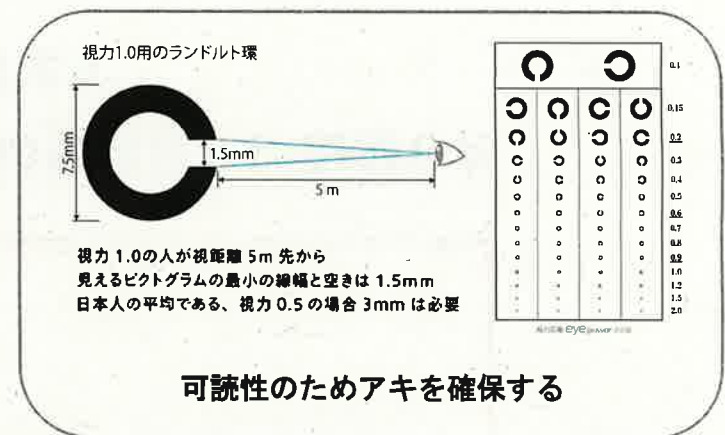


↑現況アトリウム写真

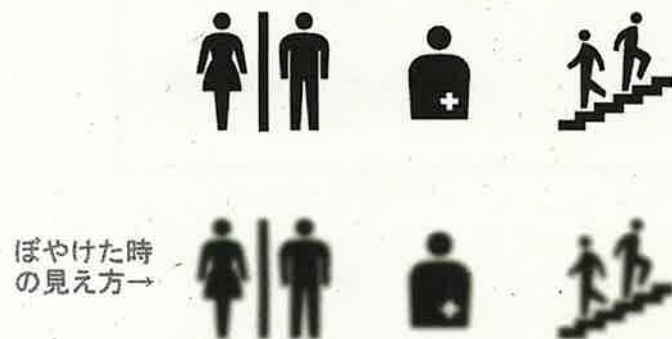
既存は、階数や号館番号等が同じ書体・色のため
分かりにくくなっています。

階数や号館番号等の目的に応じてサイズ、書体、色の表現をデザインし、
機能を明確にします。

ユニバーサルデザインの視点のピクトグラム



JISのピクトグラム（2002年に規定）



今回提案のピクトグラム



今回提案のピクトグラムは、従来JISよりもシルエットぼけを防ぐ
アキを確保し判別しやすさを向上させたデザインを提案します。

ユニバーサルデザインの視点から更新するピクトグラム

【JIS のピクトグラム】



【今回提案するピクトグラム】



可読性に加え現代性（車形状、ジェンダーの観点等）に配慮した
サインデザインへ更新を図ります。

【参考】 主なご意見の内容と対応方針

・総合案内・サイン

分かり難い、音声案内やインターホンの設置、外国語やひらがな表記床への表示、エリアごとの色分けや明度差による表現

⇒号館ごとに色分けしたサイン、正面玄関付近にインターホンの設置を検討

・誘導ブロック

全体に少ない、動線を考えた敷設が必要、正面玄関までしか誘導ブロックがない、エレベーターやエスカレーター前への警告ブロックの設置

⇒インターホンや管理事務所への誘導ブロック及び各所警告ブロックの設置を検討

・階段・スロープ

手摺が片側しかない、階段をスロープにして欲しい、階段の段鼻が目立つように、車いすのすれ違いが可能なスロープ幅にして欲しい

⇒スロープの幅や階段をスロープに変えることは構造上困難ですが、手すりの設置や段鼻塗装を実施

・バリアフリースイレ

数が少ない、狭い、大型ベットの設置、音声案内の設置、ボタンが押しやすいように、表示を分かりやすく、便器の背もたれの設置

⇒増設については構造上困難ですが、大型ベッド、音声案内、便器の背もたれ設置を検討中。併せてボタンの形状や表示方法について検討

・一般トイレ

暗い、個室が空いているか分かり難い、荷物置きを設置、分かりやすいサインの設置、洗面所の高さの低いものを設置

⇒ご意見を踏まえて検討してまいります

・センチュリーホール

座席番号をわかりやすく色分けや点字表示も必要、車椅子席は手話対応できる奥行が必要、介護者が隣に座れるように、前列・中列・後列（後

列は中央部にも) への車椅子席の設置、センサリールームの設置、充電用の電源の設置

⇒座席番号の表示方法、点字、センサリールームの設置や電源設置について検討

- ・駐車場

天井の低さが低い、車止めの位置が前過ぎて高さも高過ぎる、車の両サイドに十分なスペースが必要

⇒天井の高さを変更することは構造上困難ですが、その他のご意見については検討してまいります

- ・床

配線ピット蓋のがたつきや段差の解消、絨毯やタイルカーペットも車いすにはあまりよくない(タイヤがとられる)

⇒ご意見を踏まえて検討してまいります

- ・その他

カームダウンルームの設置、ソファや椅子の高さや素材(低くて柔らかいものは利用しづらい)

⇒カームダウンルーム設置を検討、その他のご意見についても検討してまいります

【参考】 今後の対応方針

いただいたご意見について検討をすすめ、必要に応じて再度当事者の方へのご相談やご意見を伺うとともに、設計、工事及び運営に反映してまいります。

名古屋城天守閣整備事業における 当事者参画によるバリアフリー検討の進め方

区 分		考え方
全体方針	建設的対話の 進め方	○木造天守全体のバリアフリーを進める ○公募や当事者とのワークショップを経て選定した昇降設備については、史実性との両立を図りながら、可能な限り上層階までの設置を目指して検討を進める ○建設的対話を通じて、どうしたら実現可能かを検討し、相互理解のもと方針を決定する ○基本計画・設計段階だけでなく、木造天守完成に向けて、管理・運用面の観点を含め、継続的・段階的に建設的対話を行う
	市内部の共通認識	○市長、3副市長、観光文化交流局、健康福祉局はじめ関係局による十分な調整・議論を重ね、市としての共通認識のもと進める
	正しい情報発信	○バリアフリーの実現は全ての人の人権につながるものであるという認識のもと、行政として、木造天守のバリアフリーを推進するという姿勢を明確に示し、新たな対立を生まないよう、正しい情報発信を行いながら丁寧に進める
バリアフリー整備相談支援事業 の運用方法	丁寧に対話を行う ための開催方法	○より丁寧に対話を行う必要があるため、月1回の定例会とは別に臨時会として単独で開催するなど、十分な対話の時間を確保する
	出席者の範囲	○出席者は、原則固定としているが、天守閣整備事業については、変更及び追加可能とする ○当事者の意見・要望を直接伝えるため、必要に応じて、設計・施工事業者等も参加する

名古屋城天守閣整備事業の進め方に係る総括について(概要)

1 総括の目的

令和6年9月18日に示された『『名古屋城バリアフリーに関する市民討論会』における差別事案に係る検証委員会』の最終報告を観光文化交流局として受け止め、今後、二度と同様の問題や更なる問題を起こさないよう、天守閣整備事業全体の振り返りを行い、事業を進める上での基本的な方針、再発防止策を含む今後の事業の進め方を示します

2 最終報告に対する当局の受け止め

○最終報告の指摘事項を全て真摯に受け止め、改めて深く反省するとともに、十分に理解を深め、今後の事業につなげていかなければならないと決意します

○「表現の自由も、すべての市民が等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されることが前提である」ことを心に刻み、関係局と連携し、信頼回復につながる取り組みを確実に実施します

○「人権感覚の希薄さ」の指摘を重く受け止め、障害者や高齢者をはじめ配慮を必要とする当事者(以下「障害者等当事者」という。)への人権に対する配慮については、十分な検討が必要と感じています

○再発防止に向けては、最終報告の提言事項が、全ての基礎となる重要な取り組みと認識しています

○人権に関する責任者である人権監理者を中心として、職員一人ひとりが主体的に適切な判断を行うことができるよう取り組みます

○市民の信頼を大きく損なったことを肝に銘じ、失った信頼の回復につながるよう、指摘事項を十分に理解し、再発防止を図り、将来にわたって活かしてまいります

3 天守閣整備事業の振り返り

(1) 振り返りの方法

本事業を進める中で直面し、対応してきた課題から、対象事象を選定し、過去の担当者への聞き取りを踏まえて行う評価・検討において、最終報告の指摘事項との関係性を確認しつつ、その原因を推定しました

(2) 天守閣整備事業の展開に大きな影響を及ぼした事象

対象事象		該当年度
①	文化庁の見解に対する誤った認識と不十分な議会報告	平成25年度から 平成27年度まで
②	木造復元に係る関連議案の継続審査につながる調査検討不足	平成27年度から 平成28年度まで
③	石垣保存方針とりまとめに向けた石垣調査・体制不足	平成29年度から 平成30年度まで
④	現天守閣解体申請の継続審議につながる調査検討不足	平成30年度から 令和 4年度まで
⑤	エレベーター不設置方針に係る障害者等当事者への説明不足	平成29年度から 平成30年度まで
⑥	公募で選定した昇降設備の設置方針に係る市内部の調整不足	令和 3年度から 令和 4年度まで

4 原因の整理とまとめ

(1) 事業の進め方に直接関わるもの(原因の根底)

区 分	内 容
市内部の調整不足	木造復元の解釈のほかに、様々な認識の不一致が市内部で生じていました
人権感覚の希薄	バリアフリーの実現が障害者にとって人権問題であるという認識が十分ではなく、障害者等当事者と対話する姿勢が欠けていました
史跡整備の経験不足	特別史跡名古屋城跡の本質的価値は石垣等の遺構であることは理解しているものの、史跡整備において考慮すべきことへの対応が不足していました
情報提供不足	事業の基礎情報として公式ウェブサイトにおいて、相当量の情報提供があるものの、分かりやすい情報提供について欠ける点がありました

(2) 事業全体に影響を与えたもの

区 分	内 容
スケジュール優先	スケジュールを優先した事業の進め方であったことから、竣工期限を度々変更するなど混乱をきたすとともに、必要な調査検討が不足しました
職員の苦悩や葛藤	過去の担当者への聞き取りにおいて、前市長の意向、職責による苦悩、葛藤が見受けられました

5 今後の事業推進に向けて

(1) 事業を進める上での基本的な方針と再発防止策を含む今後の進め方

区 分	内 容
市内部の共通認識と円滑なコミュニケーション	○市内部の認識を一致させた上で、円滑なコミュニケーションを図るため、「天守閣整備事業の推進ポリシー」を定め、市長、副市長、当局は共有し、ともに事業を推進します
人権意識の向上と障害者等当事者との建設的対話	○観光文化交流局では人権監理者を2名配置し、人権監理者を中心として、職員一人ひとりが主体的に適切な判断を行うことができるよう取り組むとともに、市民向け説明会等を実施する際には、準備段階から人権監理者によるチェック、助言・指導を行います ○研修等の充実を通じて、職員一人ひとりの障害者理解をはじめとする人権意識の向上を図ります ○建設的対話の場として、「バリアフリー整備相談支援事業」の活用を念頭に、当局と当事者との相互理解の上で進められるよう、障害者等当事者の意見を聞きながらバリアフリーの方針を検討します ○高齢者や障害者、子どもを連れた人、外国人など、多様な来場者に対応するため、バリアフリーの観点やユニバーサルデザインを踏まえ、観覧環境の更なる充実に努めます ○差別発言等による人権侵害を二度と起こすことのないよう、適切な準備期間を設け、応援・協力体制を構築し、十分に対策を講じた上で、市民向け説明会等を運営していきます

区 分	内 容
特別史跡内における整備の丁寧な進め方	○名古屋城に携わる者の史跡保護に対する意識の徹底、学芸員の調査研究に関する能力向上を図っていきます ○全体整備検討会議など、有識者の指導・助言をいただくとともに有識者等関係者の理解を得ながら進めていきます
市民等への丁寧な説明と理解促進・機運醸成	○市民等へ分かりやすく伝えるための表現や、情報発信の方法を検討、実施します ○市民等へ広く総括の内容をお示しし、信頼回復に全力を尽くします ○戦後復興の象徴である現天守閣の価値について、様々な記録を適切に保存するとともに、公開・活用し、市民等に広く発信していくことで、現天守閣を記憶に留め、現天守閣の記録・記憶を継承します

(2) 今後の事業の流れ

